

改正案

現行

<p>（届出書提出期限の特例）</p> <p>第三条 法第四条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 法第二十四条第一項第一号及び第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる有価証券の発行者である会社（指定法人を含む。）以外の会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券（前三号に掲げるもの及び本邦以外の地域の証券取引所において上場されているものを除く。）</p> <p>（臨時報告書の記載内容等）</p> <p>第十九条 （略）</p> <p>2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書二通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（届出書提出期限の特例）</p> <p>第三条 法第四条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 法第二十四条第一項第一号及び第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる有価証券の発行者である会社（指定法人を含む。）以外の会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券（前四号に掲げるもの及び本邦以外の地域の証券取引所において上場されているものを除く。）</p> <p>（臨時報告書の記載内容等）</p> <p>第十九条 （略）</p> <p>2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書二通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p>
---	---

二の二 令第一条の四第三項（令第一条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定により募集に該当しないこととなる新株予約権証券の取得の申込みの勧誘（令第一条の四第一項に規定する取得の申込みの勧誘をいう。）又は令第一条の八第二項の規定により売出しに該当しないこととなる新株予約権証券の売付けの申込み若しくはその買付けの申込みの勧誘（法第二条第四項に規定する売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘をいう。）のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものにつき取締役会の決議等又は株主総会の決議があつた場合

イハ（略）

二 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として定義府令第三条の三第二項各号に規定する会社の取締役、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

ホ（略）

三十九（略）

三八（略）

二の二 令第一条の四第三項（令第一条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定により募集に該当しないこととなる新株予約権証券の取得の申込みの勧誘（令第一条の四第一項に規定する取得の申込みの勧誘をいう。）又は令第一条の八第二項の規定により売出しに該当しないこととなる新株予約権証券の売付けの申込み若しくはその買付けの申込みの勧誘（法第二条第四項に規定する売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘をいう。）のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものにつき取締役会の決議等又は株主総会の決議があつた場合

イハ（略）

二 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として定義府令第三条の二第二項各号に規定する会社の取締役、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

ホ（略）

三十九（略）

三八（略）

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行															
<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略) 第二部【企業情報】 第1～第3 (略) 第4【提出会社の状況】 1 (略) 2【自己株式の取得等の状況】(43-2) (1)【<u>定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況</u>】(44)</p> <p>①【<u>前決議期間における自己株式の取得等の状況</u>】(45)</p> <p style="margin-left: 20px;">【<u>株式の種類</u>】</p> <p style="margin-left: 40px;">イ (略) ロ (略) ハ (略) ニ【<u>取締役会決議による買受けの状況</u>】</p> <p style="text-align: right;">年 月 日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">株式数 (株)</th> <th style="text-align: center;">価額の総額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役会での決議状況 (年 月 日決議)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>前決議期間における取得自己株式</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>残存決議株式数及び価額の総額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>未行使割合 (%)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">ホ (略) ヘ (略)</p> <p>②【<u>当決議期間における自己株式の取得等の状況</u>】(46)</p>	区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)	取締役会での決議状況 (年 月 日決議)			前決議期間における取得自己株式			残存決議株式数及び価額の総額			未行使割合 (%)			<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略) 第二部【企業情報】 第1～第3 (略) 第4【提出会社の状況】 1 (略) 2【自己株式の取得等の状況】(43-2) (1)【<u>定時総会決議による自己株式の買受け等、子会社からの自己株式の買受け等又は再評価差額金による消却のための自己株式の買受け等の状況</u>】(44)</p> <p>①【<u>前決議期間における自己株式の取得等の状況</u>】(45)</p> <p style="margin-left: 20px;">イ【<u>株式の種類</u>】</p> <p style="margin-left: 40px;">(イ) (略) (ロ) (略) (ハ) (略) (新設)</p> <p style="margin-left: 20px;">(ニ) (略) (ホ) (略)</p> <p>②【<u>当決議期間における自己株式の取得等の状況</u>】(46)</p>
区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)														
取締役会での決議状況 (年 月 日決議)																
前決議期間における取得自己株式																
残存決議株式数及び価額の総額																
未行使割合 (%)																

【株式の種類】 _____

- イ (略)
- ロ (略)
- ハ 【取締役会決議による買受けの状況】
(略)

ニ 【取得自己株式の処理状況】

年 月 日現在

区分	処分、消却又は移 転株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
新株発行に関する手続きを準用する処分を行つた取得自己株式		
消却の処分を行つた取得自己株式		
合併、株式交換、会社分割に係る取得自己株式の移転		

ホ 【自己株式の保有状況】

年 月 日現在

区分	株式数 (株)
保有自己株式数	

(2) 【資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況】 (47)

① 【前決議期間における自己株式の買受け等の状況】 (48)

【株式の種類】 _____

- イ (略)
- ロ (略)
- ハ (略)
- ニ (略)
- ホ (略)

イ 【株式の種類】 _____

- (イ) (略)
- (ロ) (略)
- (ハ) 【再評価差額金による消却のための買受けの状況】
(略)

(ニ) 【取得自己株式の処理状況】

年 月 日現在

区分	処分、消却又は移 転株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
新株発行に関する手続きを準用する処分を行つた取得自己株式		
消却の処分を行つた取得自己株式		
合併、株式交換、会社分割に係る取得自己株式の移転		
再評価差額金による消却を行つた取得自己株式		

(ホ) 【自己株式の保有状況】

年 月 日現在

区分	株式数 (株)
保有自己株式数	
再評価差額金による消却のための所有自己株式数	

(2) 【資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況】 (47)

① 【前決議期間における自己株式の買受け等の状況】 (48)

イ 【株式の種類】 _____

- (イ) (略)
- (ロ) (略)
- (ハ) (略)
- (ニ) (略)
- (ホ) (略)

②【当決議期間における自己株式の買受け等の状況】(49)

【株式の種類】

イ (略)
ロ (略)
ハ (略)
ニ (略)
ホ (略)

3～6 (略)

第5～第7 (略)

第三部・第四部 (略)

(記載上の注意)

(1)～(43) (略)

(43-2) 自己株式の取得等の状況

当該届出書提出日の直近に召集された定時株主総会（この様式において「直近の定時株主総会」という。）の前定時株主総会（この様式において「前定時株主総会」という。）において商法等改正法附則第3条第1項に規定する決議がなされ、又は前定時株主総会の終結時から直近の定時株主総会の終結時までの期間（この様式及び第三号様式において「前決議期間」という。）において同条第4項、同法附則第24条第1項の規定若しくは商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第80号）の規定による改正前の土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号。この様式及び第三号様式において「旧土地再評価法」という。）第8条の2第1項に規定する定款の定めがある場合には、この様式の「2 自己株式の取得等の状況」の「(1) 定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況」の「① 前決議期間における自己株式の取得等の状況」及び「(2) 資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況」の「① 前決議期間における自己株式の買受け等の状況」の記載に代えて、証券取引法第161条の2に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成13年内閣府令第76号）第6条の規定による改正前の企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第4 提出会社の状況」の「2 自己株式の取得等の状況」の「[取締役又は使用人への譲渡及び利益、資本準備金又は再評価差額金による消却に係る自己株式の取得等の状況]」の「(1) 前決議期間における自己株式の取得等の状況」及び「[資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況]」の「(1) 前決議期間における自己株式の買受け等の状況」に準じて記載すること。

②【当決議期間における自己株式の買受け等の状況】(49)

イ【株式の種類】

(イ) (略)
(ロ) (略)
(ハ) (略)
(ニ) (略)
(ホ) (略)

3～6 (略)

第5～第7 (略)

第三部・第四部 (略)

(記載上の注意)

(1)～(43) (略)

(43-2) 自己株式の取得等の状況

- a. 当該届出書提出日の直近に召集された定時株主総会（この様式において「直近の定時株主総会」という。）において商法等改正法附則第3条第1項に規定する決議がなされ、又は直近の定時株主総会の終結時から最近日までの期間（この様式及び第二号の様式において「当決議期間」という。）において同条第4項、同法附則第24条第1項の規定若しくは商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第80号）の規定による改正前の土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号。この様式及び第三号様式において「旧土地再評価法」という。）第8条の2第1項に規定する定款の定めがある場合には、この様式の「2 自己株式の取得等の状況」の記載に代えて、証券取引法第161条の2に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成13年内閣府令第76号）第6条の規定による改正前の企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式（この様式において「旧様式」という。）「第二部 企業情報」、「第4 提出会社の状況」の「2 自己株式の取得等の状況」に準じて記載すること。
- b. 直近の定時株主総会の前定時株主総会（この様式において「前定時株主総会」という。）において商法等改正法附則第3条第1項に規定する決議がなされ、又は前定時株主総会の終結時から直近の定時株主総会の終結時までの期間（この様式及び第三号様式において「前決議期間」という。）において同条第4項、同法附則第24条第1項の規定若しくは旧土地再評価法第8条の2第1項に規定する定款の定めがある場合（aに該当する場合を除く。）には、この様式の「2 自己株式の取得等の状況」の「[定時総会決議による自己株式の買受け等、子会社からの自己株式の買受け等又は再評価差額金による消却のための自己株式の買受け等の状況]」の「(1) 前決議期間における自己株式の取得等の状況」及び「[資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況]」の「(1) 前決議期間における自己株式の買受け等の状況」の記載に代えて、旧様式「第二部 企業情報」、「第4 提出会社の状況」、「2 自己株式の取得等の状況」の「[取締役又は使用人への譲渡及び利益、資本準備金又は再評価差額金による消却に係る自己株式の取得等の状況]」の「(1) 前決議期間における自己株

(44) 定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況

最近日現在における商法第210条第1項の規定による定時株主総会の決議（この様式、第二号の二様式、第三号様式及び第十七号様式において「自己株式に係る定時総会決議」という。）、同法第211条ノ3第1項の規定による取締役会の決議（同項第2号に掲げる場合を除く。この様式及び第十七号様式において「子会社保有自己株式に係る取締役会決議」という。）、土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号。この様式及び第二号の二様式において「土地再評価法」という。）第8条の2第1項に規定する取締役会の決議又は商法第211条ノ3第1項の規定による取締役会の決議（同項第1号に掲げる場合を除く。この様式及び第十七号様式において「定款の定めによる自己株式に係る取締役会決議」という。）に係る自己株式の取得等の状況について記載すること。なお、自己株式に係る定時総会決議、子会社保有自己株式に係る取締役会決議、土地再評価法第8条の2第1項に規定する取締役会決議又は定款の定めによる自己株式に係る取締役会決議が複数の種類の株式について行われた場合には、株式の種類ごとに記載すること。ただし、前定時株主総会において自己株式に係る定時総会決議がなされてなく、前決議期間において子会社保有自己株式に係る取締役会決議がなされてなく、土地再評価法第8条の2第1項の規定による定款の定めがなく又は定款の定めによる自己株式に係る取締役会決議がなされていない場合には、「前決議期間における自己株式の取得等の状況」について表を作成せず、該当しない旨のみの記載をすることができる。また、直近の定時株主総会において自己株式に係る定時総会決議がなされてなく、かつ、直近の定時株主総会の終結時から最近日までの期間（この様式及び第二号の二様式において「当決議期間」という。）において子会社保有自己株式に係る取締役会決議又は定款の定めによる自己株式に係る取締役会決議がない場合には、「当決議期間における自己株式の取得等の状況」について表を作成せず、該当しない旨のみの記載をすることができる。

(45) 前決議期間における自己株式の取得等の状況

a・b (略)

c 「子会社からの買受けの状況」

(a) 「取締役会での決議状況」の欄には、前決議期間における子会社保有自己株式に係る取締役会決議により決議された株式の総額（このcにおいて「前決議株式数」という。）及び価額の総額（このcにおいて「前決議株式総額」という。）を記載すること。

なお、当該決議のあった取締役会において自己株式の取得に関し株式の種類、総数及び価額の総額以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。

(b)～(d) (略)

d (略)

e 「取締役会決議による買受けの状況」

(a) 「取締役会での決議状況」の欄には、前決議期間における定款の定めによる自己株式に係る取締役会決議により決議された株式の総額（このdにおいて「前決議株式数」という。）及び価額の総額（このdにおいて「前決議株式総額」という。）を記載すること。

式の取得等の状況」及び「「資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況」の「(1) 前決議期間における自己株式の買受け等の状況」に準じて記載すること。

(44) 定時総会決議による自己株式の買受け等、子会社からの自己株式の買受け等又は再評価差額金による消却のための自己株式の買受け等の状況

最近日現在における商法第210条第1項の規定による定時株主総会の決議（この様式、第二号の二様式、第三号様式及び第十七号様式において「自己株式に係る定時総会決議」という。）、同法第211条ノ3第1項に規定する取締役会の決議（この様式及び第十七号様式において「子会社保有自己株式に係る取締役会決議」という。）又は土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号。この様式、第二号の二様式及び第十七号様式において「土地再評価法」という。）第8条の2第1項に規定する取締役会の決議（この様式及び第十七号様式において「自己株式に係る取締役会決議」という。）に係る自己株式の取得等の状況について記載すること。なお、自己株式に係る定時総会決議、子会社保有自己株式に係る取締役会決議又は自己株式に係る取締役会決議が複数の種類の株式について行われた場合には、株式の種類ごとに記載すること。ただし、前定時株主総会において自己株式に係る定時総会決議がなされてなく、前決議期間において子会社保有自己株式に係る取締役会決議がなされてなく、かつ、土地再評価法第8条の2第1項の規定による定款の定めがない場合には、「前決議期間における自己株式の取得等の状況」について表を作成せず、該当しない旨のみの記載をすることができる。また、直近の定時株主総会において自己株式に係る定時総会決議がなされてなく、当決議期間において子会社保有自己株式に係る取締役会決議がなく、かつ、土地再評価法第8条の2第1項の規定による定款の定めがない場合には、「当決議期間における自己株式の取得等の状況」について表を作成せず、該当しない旨のみの記載をすることができる。

(45) 前決議期間における自己株式の取得等の状況

a・b (略)

c 「子会社からの買受けの状況」

(a) 「取締役会での決議状況」の欄には、子会社保有自己株式に係る取締役会決議により決議された株式の総額（このcにおいて「前決議株式数」という。）及び価額の総額（このcにおいて「前決議株式総額」という。）を記載すること。

なお、当該決議のあった取締役会において自己株式の取得に関し株式の種類、総数及び価額の総額以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。

(b)～(d) (略)

d (略)

(新設)

と。

なお、当該決議のあつた取締役会において自己株式の取得に関し株式の種類、総数及び価額の総額以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。

(b) 「残存決議株式数及び価額の総額」の欄には、前決議株式数から前決議期間に取得した当該決議に係る自己株式の総数を減じた数（このdにおいて「残存決議株式数」という。）及び前決議株式総額から前決議期間に取得した当該決議に係る自己株式の価額の総数を減じた額（このdにおいて「残存決議株式総額」という。）を記載すること。

(c) 「未行使割合」の欄には、残存決議株式数を前決議株式数で除して計算した割合及び残存決議株式総額を前決議株式総額で除して計算した割合を記載すること。

なお、株式の総数又は価額の総額の双方又はいずれかについて未行使割合が5割以上である場合には、その理由を欄外に記載すること。

(d) 「前決議期間における取得自己株式」の欄、「残存決議株式数及び価額の総額」の欄及び「未行使割合」の欄は、その決議内容が異なる定款の定めによる自己株式に係る取締役会決議ごとに区分して記載すること。

f (略)

g 「自己株式の保有状況」

(a) 「保有自己株式数」欄には、前決議期間末日現在において保有している定時総会決議による買受け、子会社からの買受け又は定款の定めによる自己株式に係る取締役会決議による買受けに係る自己株式の総数を記載すること。

(b) (略)

(46) 当決議期間における自己株式の取得等の状況

a 直近の定時株主総会の終結時から最近日までの期間（この様式及び第二号の二様式において「当決議期間」という。）における自己株式の取得等の状況について記載すること。

b (略)

c 「子会社からの買受けの状況」

(a) 「取締役会での決議状況」の欄には、当決議期間における子会社保有自己株式に係る取締役会決議により決議された株式の総数及び価額の総額を記載すること。なお、当該決議のあつた取締役会において自己株式の取得に関し株式の種類、総数及び価額の総額以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。

(b) (略)

(c) 「自己株式取得の進捗状況」の欄には、「当決議期間における取得自己株式」の欄の株式数及び価額の総額を「取締役会での決議状況」の欄の「株式数」及び「価額の総額」で除して計算した割合を記載すること。

(削る)

(d) (略)

d 「取締役会決議による買受けの状況」

(a) 「取締役会での決議状況」の欄には、当決議期間における定款の定めによる自己株式に係る取締役会決議により決議された株式の総数及び価額の総額を記載すること。なお

e (略)

f 「自己株式の保有状況」

(a) 「保有自己株式数」欄には、前決議期間末日現在において保有している定時総会決議による買受け又は子会社からの買受けに係る自己株式の総数を記載すること。

(b) (略)

(46) 当決議期間における自己株式の取得等の状況

a 当決議期間における自己株式の取得等の状況について記載すること。

b (略)

c 「子会社からの買受けの状況」

(a) 「取締役会での決議状況」の欄には、当決議期間における自己株式に係る取締役会決議により決議された株式の総数及び価額の総額を記載すること。なお、当該決議のあつた取締役会において自己株式の取得に関し株式の種類、総数及び価額の総額以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。

(b) (略)

(c) 「自己株式取得の進捗状況」の欄には、「当決議期間における取得自己株式」の欄の株式数及び価額の総額を「取締役会での決議状況」の欄の株式数及び価額の総額で除して計算した割合を記載すること。

(d) 「自己株式取得の進捗状況」の欄には、「当決議期間における取得自己株式」の欄の株式数及び価額の総額を「定時株主総会での決議状況」の欄又は「取締役会での決議状況」の欄の株式数及び価額の総額で除して計算した割合を記載すること。

(e) (略)

d 「再評価差額金による消却のための買受けの状況」

cに準じて記載すること。

、当該決議のあつた取締役会において自己株式の取得に関し株式の種類、総数及び価額の総額以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。

(b) 「当決議期間における取得自己株式」の欄には、当決議期間における定款の定めによる自己株式に係る取締役会決議に基づき当決議期間に取得された自己株式の総数及び価額の総額を記載すること。

(c) 「自己株式取得の進捗状況」の欄には、「当決議期間における取得自己株式」の欄の株式数及び価額の総額を「取締役会での決議状況」の欄の「株式数」及び「価額の総額」で除して計算した割合を記載すること。

(d) 「当決議期間における取得自己株式」の欄及び「自己株式取得の進捗状況」の欄は、その決議内容が異なる定款の定めによる自己株式に係る取締役会決議ごとに区分して記載すること。

e・f (略)

(47)～(77) (略)

e・f (略)

(47)～(77) (略)

改正案	現行
<p>第二号の様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) 追完情報 a～f (略) g 届出書提出日の直近の定時株主総会において自己株式に係る定時総会決議があつた場合には、(2)のaの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日の間における当該自己株式の取得状況等について、法第24条の6第1項の規定による自己株券買付状況報告書の記載事項に準じて記載すること。</p> <p>h (略) (2) (略)</p>	<p>第二号の様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) 追完情報 a～f (略) g 届出書提出日の直近の定時株主総会において自己株式に係る定時総会決議があつた場合又は当決議期間において土地再評価法第8条の2第1項の規定による定款の定めがある場合当決議期間において、<u>商法等改正法附則第3条第4項又は附則第24条に規定する定款の定めがある場合を含む。</u>)には、(2)のaの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日の間における当該自己株式の取得状況等について、法第24条の6第1項の規定による自己株券買付状況報告書の記載事項に準じて記載すること。</p> <p>h (略) (2) (略)</p>

改正案

現行

第二号の四様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部 (略)

第二部【企業情報】

第1～第3 (略)

第4【提出会社の状況】

1 (略)

2【自己株式の取得等の状況】

(1)【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】

①【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

【株式の種類】 _____

イ (略)

ロ (略)

ハ (略)

ニ【取締役会決議による買受けの状況】

年 月 日現在

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会での決議状況 (年 月 日決議)		
前決議期間における取得自己株式		
残存決議株式数及び価額の総額		
未行使割合(%)		

ホ (略)

ヘ (略)

②【当決議期間における自己株式の取得等の状況】

第二号の四様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部 (略)

第二部【企業情報】

第1～第3 (略)

第4【提出会社の状況】

1 (略)

2【自己株式の取得等の状況】

(1)【定時総会決議による自己株式の買受け等、子会社からの自己株式の買受け等又は再評価差額金による消却のための自己株式の買受け等の状況】

①【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

イ【株式の種類】 _____

(イ) (略)

(ロ) (略)

(ハ) (略)

(新設)

(ニ) (略)

(ホ) (略)

②【当決議期間における自己株式の取得等の状況】

【株式の種類】 _____

イ 【定時総会決議による買受けの状況】
(略)

ロ (略)

ハ 【取締役会決議による買受けの状況】
(略)

ニ 【取得自己株式の処理状況】

年 月 日現在

区分	処分、消却又は移 転株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
新株発行に関する手続きを準用する処分を行 った取得自己株式		
消却の処分を行つた取得自己株式		
合併、株式交換、会社分割に係る取得自己株式 の移転		

ホ 【自己株式の保有状況】

年 月 日現在

区分	株式数 (株)
保有自己株式数	

(2) 【資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受
け等の状況】

① 【前決議期間における自己株式の買受け等の状況】

【株式の種類】 _____

イ (略)

ロ (略)

ハ (略)

ニ (略)

イ 【株式の種類】 _____

(イ) 【定時総会決議による買受け等の状況】
(略)

(ロ) (略)

(ハ) 【再評価差額金による消却のための買受けの状況】
(略)

(ニ) 【取得自己株式の処理状況】

年 月 日現在

区分	処分、消却又は移 転株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
新株発行に関する手続きを準用する処分を行 った取得自己株式		
消却の処分を行つた取得自己株式		
合併、株式交換、会社分割に係る取得自己株式 の移転		
再評価差額金による消却を行つた取得自己株式		

(ホ) 【自己株式の保有状況】

年 月 日現在

区分	株式数 (株)
保有自己株式数	
再評価差額金による消却のための所有自己株式 数	

(2) 【資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受
け等の状況】

① 【前決議期間における自己株式の買受け等の状況】

イ 【株式の種類】 _____

(イ) (略)

(ロ) (略)

(ハ) (略)

(ニ) (略)

ホ (略)

②【当決議期間における自己株式の買受け等の状況】

【株式の種類】 _____

イ (略)

ロ (略)

ハ (略)

ニ (略)

ホ (略)

3～6 (略)

第5～第7 (略)

第三部・第四部 (略)

(記載上の注意) (略)

(ホ) (略)

②【当決議期間における自己株式の買受け等の状況】

イ【株式の種類】 _____

(イ) (略)

(ロ) (略)

(ハ) (略)

(ニ) (略)

(ホ) (略)

3～6 (略)

第5～第7 (略)

第三部・第四部 (略)

(記載上の注意) (略)

改正案

現行

第三号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1～第3 (略)

第4【提出会社の状況】

1 (略)

2【自己株式の取得等の状況】(22-2)

(1)【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】(23)

①【前決議期間における自己株式の取得等の状況】(24)

イ【株式の種類】 _____

イ (略)

ロ (略)

ハ (略)

ニ【取締役会決議による買受けの状況】

年 月 日現在

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会での決議状況 (年 月 日決議)		
前決議期間における取得自己株式		
残存決議株式数及び価額の総額		
未行使割合(%)		

ホ (略)

ヘ (略)

②【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況】(25)

年 月 日現在

第三号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1～第3 (略)

第4【提出会社の状況】

1 (略)

2【自己株式の取得等の状況】(22-2)

(1)【定時総会決議による自己株式の買受け等、子会社からの自己株式の買受け等又は再評価差額金による消却のための自己株式の買受け等の状況】(23)

①【前決議期間における自己株式の取得等の状況】(24)

イ【株式の種類】 _____

イ (略)

ロ (略)

ハ (略)

(新設)

ニ (略)

ホ (略)

②【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況】(25)

年 月 日現在

区分	株式の種類	株式数 (株)	価額の総額 (円)
自己株式取得に係る決議			

(2) 【資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況】 (26)

① 【前決議期間における自己株式の買受け等の状況】 (27)

【株式の種類】 _____

イ (略)

ロ (略)

ハ (略)

ニ (略)

ホ (略)

② (略)

3～6 (略)

第5～第7 (略)

第二部 (略)

(記載上の注意)

(略)

(1)～(22) (略)

(削る)

(22-2) 自己株式の取得等の状況

当事業年度に係る定時株主総会（この様式において「当定時株主総会」という。）の前定時株主総会（この様式において「前定時株主総会」という。）において商法等改正法附則第3条第1項に規定する決議がなされ、又は前定時総会の終結時において同条第4項若しくは同法附則第24条第1項若しくは商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第80号）の規定による改正前の土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号。この様式において「旧土地再評価法」という。）第8条の2第1項に規定する定款の定めがある場合には、この様式の「2 自己株式の取得等の状況」の「(1) 定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況」の「① 前決議期間における自己株式の取得等の状況」及び「(2) 資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況」の「① 前決議期間における自己株式の買受け等の状況」の記載に代えて、証券取引法第161条の2に規定する取引及

区分	株式の種類	株式数 (株)	価額の総額 (円)
自己株式取得に係る決議			
再評価差額金による消却のための買受けに係る決議			
計	二	二	

(2) 【資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況】 (26)

① 【前決議期間における自己株式の買受け等の状況】 (27)

イ 【株式の種類】 _____

(イ) (略)

(ロ) (略)

(ハ) (略)

(ニ) (略)

(ホ) (略)

② (略)

3～6 (略)

第5～第7 (略)

第二部 (略)

(記載上の注意)

(略)

(1)～(22) (略)

(22-2) 自己株式の取得等の状況

a 当事業年度に係る定時株主総会（この様式において「当定時株主総会」という。）において商法等改正法附則第3条第1項に規定する決議がなされ、又は当定時株主総会の終結時において同条第4項若しくは同法附則第24条第1項若しくは商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第80号）の規定による改正前の土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号。この様式において「旧土地再評価法」という。）第8条の2第1項に規定する定款の定めがある場合には、この様式の「2 自己株式の取得等の状況」の記載に代えて、証券取引法第161条の2に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成13年内閣府令第76号）附則第5条の規定による改正前の証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（平成13年内閣府令第49号。この様式において「整備府令」という。）附則第10条第1項の規定によりなお効力を有するものとされる整備府令第3条の規定による改正前の企業内容等の

びその保証金に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成13年内閣府令第76号）附則第5条の規定による改正前の証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（平成13年内閣府令第49号。この様式において「整備府令」という。）附則第10条第1項の規定によりなお効力を有するものとされる整備府令第3条の規定による改正前の企業内容等の開示に関する内閣府令第三号様式「第一部 企業情報」の「第4 提出会社の状況」の「2 自己株式の取得等の状況」の「(1) 取締役又は使用人への譲渡及び利益、資本準備金又は再評価差額金による消却に係る自己株式の取得等の状況」の「① 前決議期間における自己株式の取得等の状況」及び「(2) 資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況」の「① 前決議期間における自己株式の買受け等の状況」に準じて記載すること。

(23) 定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況
第二号様式記載上の注意(44)に準じて記載すること。この場合において、「最近日現在」とあるのは「当事業年度に係る定時株主総会の終了した日現在」と、「直近の定時株主総会において」とあるのは「当事業年度に係る定時株主総会において」と、「直近の定時株主総会の終了時から最近日までの期間（この様式及び第二号の二様式において「当決議期間」という。）」又は「当決議期間」とあるのは「当事業年度に係る定時株主総会の終了時」と、「当決議期間における自己株式の取得等の状況」とあるのは「当事業年度に係る定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況」と読み替えるものとする。

(24) (略)

(25) 当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況

a 当事業年度に係る定時株主総会において自己株式に係る定時総会決議があつた場合に、当該決議に係る株式の種類、総数及び価額の総額を記載すること。

なお、自己株式の取得に関しこれら以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。

b (略)

c 当事業年度において商法第211条ノ3第1項第2号の規定による自己株式の買受けに係る定款変更があつた場合には、その旨及び当該定款変更の内容を欄外に記載すること。

(26)～(54) (略)

開示に関する内閣府令第三号様式（この様式において「旧様式」という。）「第一部 企業情報」、「第4 提出会社の状況」の「2 自己株式の取得等の状況」に準じて記載すること。

b 当定時株主総会の前定時株主総会（この様式において「前定時株主総会」という。）において商法等改正法附則第3条第1項に規定する決議がなされ、又は前定時総会の終結時において同条第4項若しくは同法附則第24条第1項若しくは旧土地再評価法第8条の2第1項に規定する定款の定めがある場合（aに該当する場合を除く。）には、この様式の「2 自己株式の取得等の状況」の「(1) 定時総会決議による自己株式の買受け等、子会社からの自己株式の買受け等又は再評価差額金による消却のための自己株式の買受け等の状況」の「① 前決議期間における自己株式の取得等の状況」及び「(2) 資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況」の「① 前決議期間における自己株式の買受け等の状況」の記載に代えて、旧様式「第一部 企業情報」、「第4 提出会社の状況」、「2 自己株式の取得等の状況」の「(1) 取締役又は使用人への譲渡及び利益、資本準備金又は再評価差額金による消却に係る自己株式の取得等の状況」の「① 前決議期間における自己株式の取得等の状況」及び「(2) 資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況」の「① 前決議期間における自己株式の買受け等の状況」に準じて記載すること。

(23) 定時総会決議による自己株式の買受け等、子会社からの自己株式の買受け等又は再評価差額金による消却のための自己株式の買受け等の状況

第二号様式記載上の注意(44)に準じて記載すること。この場合において、「最近日現在」とあるのは「当事業年度に係る定時株主総会の終了した日現在」と、「直近の定時株主総会において」とあるのは「当定時株主総会において」と、「当決議期間」とあるのは「当定時株主総会の終了時」と、「当決議期間における自己株式の取得等の状況」とあるのは「当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況」と読み替えるものとする。

(24) (略)

(25) 当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況

a 当事業年度に係る定時株主総会において自己株式に係る定時総会決議があつた場合又は土地再評価法第8条の2第1項の規定による再評価差額金による消却のための自己株式の買受けに係る定款変更があつた場合に、当該決議又は当該定款変更に係る株式の種類、総数及び価額の総額を記載すること。

なお、自己株式の取得に関しこれら以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。

b (略)

(新設)

(26)～(54) (略)

改正案

現行

第十七号様式

【表紙】

【提出書類】

自己株券買付状況報告書
(略)

1 【取得状況】

(1)・(2) (略)

(3) 【取締役会決議による買受けの状況】

年 月 日現在

(略)

2 【処理状況】

年 月 日現在

区分	処分、消却又は移転株式 数 (株)		処分価額の総額 (円)
新株発行に関する手続を準用する処分 を行った取得自己株式	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
計	—		
消却の処分を行った取得自己株式	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
計	—		
合併、株式交換、会社分割に係る取得 自己株式の移転	月 日		
	月 日		
	月 日		

第十七号様式

【表紙】

【提出書類】

自己株券買付状況報告書
(略)

1 【取得状況】

(1)・(2) (略)

(3) 【再評価差額金による消却のための買受けの状況】

年 月 日現在

(略)

2 【処理状況】

年 月 日現在

区分	処分、消却又は移転株式 数 (株)		処分価額の総額 (円)
新株発行に関する手続を準用する処分 を行った取得自己株式	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
計	—		
消却の処分を行った取得自己株式	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
計	—		
合併、株式交換、会社分割に係る取得 自己株式の移転	月 日		
	月 日		
	月 日		

	月 日		
	月 日		
	月 日		
計	—		
合計			

3 【保有状況】 年 月 日現在

区分	株式数 (株)
発行済株式総数	
保有自己株式数	

(記載上の注意)

1 一般的事項

(1) (略)

(2) 自己株式に係る定時総会決議があつた定時株主総会（この様式の記載上の注意において「決議定時株主総会」という。）の終結した日、子会社からの自己株式に係る取締役会決議があつた日又は自己株式に係る取締役会決議があつた日の属する月から当該決議後最初の決算期に関する定時株主総会が終結する日の属する月までの各月（この様式において「報告月」という。）の末日現在の自己の株式に係る株券の買付けの状況等について記載すること。

なお、複数の種類の株式について自己株式に係る授権決議がされた場合には、株式の種類ごとに記載すること。

2 「取得状況」

	月 日		
	月 日		
	月 日		
計	—		
再評価差額金による消却を行つた取得自己株式	月 日 月 日 月 日 月 日 月 日		
計	二		
合計			

3 【保有状況】 年 月 日現在

区分	株式数 (株)
発行済株式総数	
保有自己株式数	
再評価差額金による消却のための所有自己株式数	

(記載上の注意)

1 一般的事項

(1) (略)

(2) 自己株式に係る定時総会決議があつた定時株主総会（この様式の記載上の注意において「決議定時株主総会」という。）の終結した日、子会社からの自己株式に係る取締役会決議があつた日又は自己株式に係る取締役会決議があつた日の属する月から当該決議後最初の決算期に関する定時株主総会が終結する日の属する月までの各月（この様式において「報告月」という。）の末日現在の自己の株式に係る株券の買付けの状況等について記載すること。

なお、複数の種類の株式について自己株式に係る授権決議がされた場合には、株式の種類ごとに記載すること。また、取締役又は使用人に新株の引受権を与えることを定めている場合はその規定を記載すること。

2 「取得状況」

(1)・(2) (略)

(3) 「定款の定めによる取締役会決議による買受けの状況」

① 「取締役会での決議状況」の欄には、定款の定めによる自己株式に係る取締役会決議により決議された株式の総数及び価額の総額を記載すること。なお、当該取締役会において自己株式の取得に関し株式の種類、総数及び価額の総額以外の事項を決議している場合はその決議内容を欄外に記載すること。

② (略)

③ 「報告月末現在の累積取得自己株式」の欄には、定款の定めによる自己株式に係る取締役会決議に基づき、当該取締役会決議のあつた日から報告月末日までに取得された自己株式の総数及び価額の総額を記載すること。

④ 「自己株式取得の進捗状況」の欄には、「報告月末日現在の累積取得自己株式」欄の株式数及び価額の総額を「取締役会での決議状況」欄の株式数及び価額の総額で除して計算した割合を記載すること。

⑤ 「報告月における取得自己株式」の欄、「報告月末現在の累積取得自己株式」の欄及び「自己株式取得の進捗状況」の欄は、その決議内容が異なる定款の定めによる自己株式に係る取締役会決議ごとに区分して記載すること。

⑥ 欄外には、公開買付けにより自己株式を取得している場合のその概要等を記載すること。

3 (略)

4 「保有状況」

「保有自己株式数」の欄には、報告月末日現在において保有している定時総会決議による買受け、子会社からの買受け又は定款の定めによる自己株式に係る取締役会決議による買受けに係る自己株式の総数を記載すること。

(1)・(2) (略)

(3) 「再評価差額金による消却のための買受けの状況」

① 「取締役会での決議状況」欄には、自己株式に係る取締役会決議により決議された株式の総数及び価額の総額を記載すること。なお、当該取締役会において自己株式の取得に関し株式の種類、総数及び価額の総額以外の事項を決議している場合はその決議内容を欄外に記載すること。

② (略)

③ 「報告月末現在の累積取得自己株式」欄には、自己株式に係る取締役会決議に基づき当該決議のあつた日から報告月末日までに取得された自己株式の総数及び価額の総額を記載すること。

④ 「自己株式取得の進捗状況」欄には、「報告月末日現在の累積取得自己株式」欄の株式数及び価額の総額を「取締役会での決議状況」欄の株式数及び価額の総額で除して計算した割合を記載すること。

(新設)

⑤ 欄外には、土地再評価法第8条の2第1項の規定による定款の定めがある場合のその内容、公開買付けにより自己株式を取得している場合のその概要等を記載すること。

3 (略)

4 「保有状況」

(1) 「保有自己株式数」欄には、報告月末日現在において保有している定時総会決議による買受け又は子会社からの買受けに係る自己株式の総数を記載すること。

(2) 「再評価差額金による消却のための所有自己株式数」欄には、報告月末日現在において所有している再評価差額金による消却のための取得自己株式数を記載すること。